

小林斎場整備運営事業
実施方針（案）の修正について
【新旧対照表】

令和5年3月
大 阪 市

■実施方針(案)の修正にかかる新旧対照表

No	頁	項番			修正前	修正後	
1	2	1	1	(3)	<p>本事業は、基本構想を踏まえながら、新たな施設の設計・建設・維持管理・運営、既存施設の解体について民間事業者(以下「事業者」という。)の創意工夫を最大限に活用することで、以下4点の事業の目的の達成を目指すものである。</p>	<p>本事業は、基本構想を踏まえながら、新たな施設の設計・建設・維持管理・運営、既存施設の解体について民間事業者(以下「事業者」という。)の創意工夫を最大限に活用することで、以下2点の事業の目的の達成を目指すものである。</p>	
					<p>③ 施設周辺における地域環境への配慮 斎場施設は、排煙、悪臭、騒音、振動等の発生が懸念されることから、これらの環境公害を防止するために様々な観点から有効な措置を講じる中で、周辺の地域環境に十分に配慮した施設とする。</p> <p>④ 地球環境への配慮 本市は、持続可能なまちづくりを進めており、SDGs(Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)の達成に向けて取り組んでいる。本施設においても持続可能なまちづくりの実現に向けた再生可能エネルギーの活用や省エネルギーに配慮した施設整備を行う。</p>	<p>なお、上記の目的を達成するにあたっては、以下の2点について十分に配慮する。</p> <p><施設周辺における地域環境への配慮> 斎場施設は、排煙、悪臭、騒音、振動等の発生が懸念されることから、これらの環境公害を防止するために様々な観点から有効な措置を講じる中で、周辺の地域環境に十分に配慮した施設とする。</p> <p><地球環境への配慮> 本市は、持続可能なまちづくりを進めており、SDGs(Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)の達成に向けて取り組んでいる。本施設においても持続可能なまちづくりの実現に向けた再生可能エネルギーの活用や省エネルギーに配慮した施設整備を行う。</p>	
4	4	1	1	(5)	①	<p>必須施設については、「公の施設」として整備費及び維持管理・運営費(光熱水費)を本市が負担する。</p>	<p>必須施設については、「公の施設」として整備費及び維持管理・運営費をサービス対価として、本市が負担する。光熱水費は、サービス対価とは別に、本市が負担する。</p>

■実施方針(案)の修正にかかる新旧対照表

No	頁	項番			修正前	修正後																															
5	5	1	1	(5)	<p>① <提案施設> 必須施設との連携・相乗効果が見込める施設。設置を義務付けるものではなく、事業者の提案によるものとする。 提案施設は、事業者の提案する民間施設として、整備費及び維持管理・運営費を事業者が負担し、その上で条例等に定める金額以上の使用料(事業者が提案する金額)を事業者が本市へ支払うものとする。 なお、提案施設における自動販売機や飲食・物販販売等による売上金は事業者の収入とする。</p>	<p><提案施設> 必須施設との連携・相乗効果が見込める施設。設置を義務付けるものではなく、事業者の提案によるものとする。 提案施設は、事業者の提案する施設として、整備費及び維持管理・運営費を事業者が負担し、その上で条例等に定める金額以上の使用料(事業者が提案する金額)を事業者が本市へ支払うものとする。ただし、運営収入を伴わない提案施設(キッズコーナー、コインロッカー(料金返却式)等)はこの限りではない。 なお、提案施設における自動販売機や飲食・物販販売等による売上金は事業者の収入とする。</p>																															
					<p>② 既存施設(現小林斎場) また、本事業では、上記施設(必須施設・提案施設)の整備に加え、既存施設の解体・撤去(アスベスト対策を含む。)を行うものとし、解体・撤去にかかる費用は本市が負担する。</p>	<p>② 既存施設(現小林斎場) また、本事業では、上記施設(必須施設・提案施設)の整備に加え、既存施設の解体・撤去(アスベスト対策を含む。)を行うものとし、解体・撤去にかかる費用はサービス対価として、本市が負担する。 本事業におけるサービス対価、運営収入の対象については表 1-1のとおりとする。 表 1-1 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>施設整備</th> <th>維持管理</th> <th>運営</th> <th>光熱水費</th> <th>使用料(事業者から市への支払い)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>■</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>既存施設(解体)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>■</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>提案施設(運営収入のないもの)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>■</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>提案施設(運営収入のあるもの)</td> <td>▲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>提案施設※本施設と別棟とする場合(運営収入のあるもの)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>●…サービス対価に含まれるもの ■…サービス対価に含めず、本市が負担するもの ○…独立採算事業として、原則として運営収入により賄うもの(事業者負担) ▲…施設整備費の内、躯体、設備配管・配線等はサービス対価に含まれるものとし、それ以外の費用(内装、備品、空調機器、衛生機器、照明器具等)は、独立採算事業として、原則として運営収入により賄うもの。</p>	機能	施設整備	維持管理	運営	光熱水費	使用料(事業者から市への支払い)	本施設	●	●	●	■	なし	既存施設(解体)	●	●	●	■	なし	提案施設(運営収入のないもの)	●	●	●	■	なし	提案施設(運営収入のあるもの)	▲	○	○	○	あり	提案施設※本施設と別棟とする場合(運営収入のあるもの)
機能	施設整備	維持管理	運営	光熱水費	使用料(事業者から市への支払い)																																
本施設	●	●	●	■	なし																																
既存施設(解体)	●	●	●	■	なし																																
提案施設(運営収入のないもの)	●	●	●	■	なし																																
提案施設(運営収入のあるもの)	▲	○	○	○	あり																																
提案施設※本施設と別棟とする場合(運営収入のあるもの)	○	○	○	○	あり																																
6	7	1	1	(5)	<p>④ 運営業務 i) 予約受付業務 ii) 利用者受付業務 iii) 斎場使用許可業務 iv) 凶葬簿等作成業務 v) 使用料等徴収業務(※2) vi) 利用者受付業務 vii) 棺受入・告別業務 viii) 収骨業務 ix) □遺体預かり業務 x) □火葬炉運転業務 xi) □式場関連業務 xii) □待合関連業務 xiii) □証明書発行業務 xiv) □その他運営上必要な業務 (※2) 斎場使用料及び証明書発行手数料の徴収等の業務については、別途事業者と委託契約を締結するものとする。</p>	<p>④ 運営業務 i) 予約受付業務 ii) 斎場使用許可業務 iii) 凶葬簿等作成業務 iv) 使用料等徴収業務(※2) v) 利用者受付業務 vi) 棺受入・告別業務 vii) 収骨業務 viii) 遺体預かり業務 ix) 凶葬炉運転業務 x) 式場関連業務 xi) 待合関連業務 xii) 証明書発行業務 xiii) □その他運営上必要な業務 (※2) 斎場使用料及び証明書発行手数料の徴収等の業務については、別途事業者から委託を受け、当該業務を実施する企業と本市との間で委託契約を締結するものとする。</p>																															

■実施方針(案)の修正にかかる新旧対照表

No	頁	項番			修正前	修正後																																																		
7	7	1	1	(8)	提案施設を除く本施設の維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、本市が負担する。可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。	提案施設を除く本施設の維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、サービス対価とは別に、本市が負担する。可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。																																																		
8	8	1	1	(9)	<table border="1"> <tr><td>事業契約締結</td><td>令和6年2～3月</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>令和6年4月1日～令和30年3月31日</td></tr> <tr><td>設計・第1期建設期間 (小林畜場(什器備品含む)の整備)</td><td>令和6年4月1日～令和10年1月31日まで</td></tr> <tr><td>施設引渡し日(第1期)</td><td>令和10年1月31日まで</td></tr> <tr><td>開業準備期間</td><td>令和10年3月31日まで</td></tr> <tr><td>供用開始日(第1期)</td><td>令和10年4月1日</td></tr> <tr><td>第2期建設期間 (既存施設の解体・撤去、外構等の整備)</td><td>第1期建設期間終了後～令和11年3月31日まで</td></tr> <tr><td>施設引渡し日(第2期)</td><td>令和11年3月31日まで</td></tr> <tr><td>供用開始日(第2期)</td><td>令和11年4月1日</td></tr> <tr><td>維持管理期間</td><td>施設引渡し日(第1期)～令和30年3月31日</td></tr> <tr><td>維持管理期間(植栽・外構維持管理業務)</td><td>施設引渡し日(第2期)～令和30年3月31日</td></tr> <tr><td>運営期間</td><td>供用開始日(第1期)～令和30年3月31日</td></tr> </table>	事業契約締結	令和6年2～3月	事業期間	令和6年4月1日～令和30年3月31日	設計・第1期建設期間 (小林畜場(什器備品含む)の整備)	令和6年4月1日～令和10年1月31日まで	施設引渡し日(第1期)	令和10年1月31日まで	開業準備期間	令和10年3月31日まで	供用開始日(第1期)	令和10年4月1日	第2期建設期間 (既存施設の解体・撤去、外構等の整備)	第1期建設期間終了後～令和11年3月31日まで	施設引渡し日(第2期)	令和11年3月31日まで	供用開始日(第2期)	令和11年4月1日	維持管理期間	施設引渡し日(第1期)～令和30年3月31日	維持管理期間(植栽・外構維持管理業務)	施設引渡し日(第2期)～令和30年3月31日	運営期間	供用開始日(第1期)～令和30年3月31日	<table border="1"> <tr><td>事業契約締結</td><td>令和6年2～3月</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>令和6年4月1日～令和30年3月31日</td></tr> <tr><td>設計・第1期建設期間 (小林畜場(什器備品含む)の整備)</td><td>令和6年4月1日～令和10年1月31日まで</td></tr> <tr><td>施設引渡し日(第1期)</td><td>令和10年1月31日まで</td></tr> <tr><td>開業準備期間</td><td>令和10年3月31日まで</td></tr> <tr><td>供用開始日(第1期)</td><td>令和10年4月1日</td></tr> <tr><td>第2期建設期間 (既存施設の解体・撤去、外構等の整備)</td><td><外構等の整備> 第1期建設期間終了後～令和11年3月31日まで <既存施設の解体・撤去></td></tr> <tr><td>施設引渡し日(第2期)</td><td>供用開始日(第1期)～令和11年3月31日まで</td></tr> <tr><td>供用開始日(第2期)</td><td>令和11年3月31日まで</td></tr> <tr><td>維持管理期間</td><td>令和11年4月1日</td></tr> <tr><td>維持管理期間(植栽・外構維持管理業務)</td><td>施設引渡し日(第1期)～令和30年3月31日</td></tr> <tr><td>運営期間</td><td>施設引渡し日(第2期)～令和30年3月31日</td></tr> <tr><td>運営期間</td><td>供用開始日(第1期)～令和30年3月31日</td></tr> </table>	事業契約締結	令和6年2～3月	事業期間	令和6年4月1日～令和30年3月31日	設計・第1期建設期間 (小林畜場(什器備品含む)の整備)	令和6年4月1日～令和10年1月31日まで	施設引渡し日(第1期)	令和10年1月31日まで	開業準備期間	令和10年3月31日まで	供用開始日(第1期)	令和10年4月1日	第2期建設期間 (既存施設の解体・撤去、外構等の整備)	<外構等の整備> 第1期建設期間終了後～令和11年3月31日まで <既存施設の解体・撤去>	施設引渡し日(第2期)	供用開始日(第1期)～令和11年3月31日まで	供用開始日(第2期)	令和11年3月31日まで	維持管理期間	令和11年4月1日	維持管理期間(植栽・外構維持管理業務)	施設引渡し日(第1期)～令和30年3月31日	運営期間	施設引渡し日(第2期)～令和30年3月31日	運営期間	供用開始日(第1期)～令和30年3月31日
事業契約締結	令和6年2～3月																																																							
事業期間	令和6年4月1日～令和30年3月31日																																																							
設計・第1期建設期間 (小林畜場(什器備品含む)の整備)	令和6年4月1日～令和10年1月31日まで																																																							
施設引渡し日(第1期)	令和10年1月31日まで																																																							
開業準備期間	令和10年3月31日まで																																																							
供用開始日(第1期)	令和10年4月1日																																																							
第2期建設期間 (既存施設の解体・撤去、外構等の整備)	第1期建設期間終了後～令和11年3月31日まで																																																							
施設引渡し日(第2期)	令和11年3月31日まで																																																							
供用開始日(第2期)	令和11年4月1日																																																							
維持管理期間	施設引渡し日(第1期)～令和30年3月31日																																																							
維持管理期間(植栽・外構維持管理業務)	施設引渡し日(第2期)～令和30年3月31日																																																							
運営期間	供用開始日(第1期)～令和30年3月31日																																																							
事業契約締結	令和6年2～3月																																																							
事業期間	令和6年4月1日～令和30年3月31日																																																							
設計・第1期建設期間 (小林畜場(什器備品含む)の整備)	令和6年4月1日～令和10年1月31日まで																																																							
施設引渡し日(第1期)	令和10年1月31日まで																																																							
開業準備期間	令和10年3月31日まで																																																							
供用開始日(第1期)	令和10年4月1日																																																							
第2期建設期間 (既存施設の解体・撤去、外構等の整備)	<外構等の整備> 第1期建設期間終了後～令和11年3月31日まで <既存施設の解体・撤去>																																																							
施設引渡し日(第2期)	供用開始日(第1期)～令和11年3月31日まで																																																							
供用開始日(第2期)	令和11年3月31日まで																																																							
維持管理期間	令和11年4月1日																																																							
維持管理期間(植栽・外構維持管理業務)	施設引渡し日(第1期)～令和30年3月31日																																																							
運営期間	施設引渡し日(第2期)～令和30年3月31日																																																							
運営期間	供用開始日(第1期)～令和30年3月31日																																																							
9	32	資料2 リスク分担表			<p>●は主分担、▲は従分担を表す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">リスクの種類</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">負担者</th> </tr> <tr> <th>本市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td rowspan="3">共通 契約締結</td> <td>本市の事由による契約締結の遅延又は締結不能</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>事業者の事由による契約締結の遅延又は締結不能</td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>PFI 契約に関する議会の議決が得られない場合の契約締結の遅延又は締結不能</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table>	No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		本市	事業者	3	共通 契約締結	本市の事由による契約締結の遅延又は締結不能	●		4	事業者の事由による契約締結の遅延又は締結不能		●	5	PFI 契約に関する議会の議決が得られない場合の契約締結の遅延又は締結不能	●	●	<p>●は主分担、▲は従分担を表す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">リスクの種類</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">負担者</th> </tr> <tr> <th>本市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td rowspan="3">契約締結</td> <td>本市の事由による契約締結の遅延又は締結不能</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>事業者の事由による契約締結の遅延又は締結不能</td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>PFI 契約に関する議会の議決が得られない場合や本施設の都市計画決定について大阪市都市計画審議会において認められない場合の契約締結の遅延又は締結不能</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table>	No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		本市	事業者	3	契約締結	本市の事由による契約締結の遅延又は締結不能	●		4	事業者の事由による契約締結の遅延又は締結不能		●	5	PFI 契約に関する議会の議決が得られない場合や本施設の都市計画決定について大阪市都市計画審議会において認められない場合の契約締結の遅延又は締結不能	●	●										
No	リスクの種類	リスクの内容	負担者																																																					
			本市	事業者																																																				
3	共通 契約締結	本市の事由による契約締結の遅延又は締結不能	●																																																					
4		事業者の事由による契約締結の遅延又は締結不能		●																																																				
5		PFI 契約に関する議会の議決が得られない場合の契約締結の遅延又は締結不能	●	●																																																				
No	リスクの種類	リスクの内容	負担者																																																					
			本市	事業者																																																				
3	契約締結	本市の事由による契約締結の遅延又は締結不能	●																																																					
4		事業者の事由による契約締結の遅延又は締結不能		●																																																				
5		PFI 契約に関する議会の議決が得られない場合や本施設の都市計画決定について大阪市都市計画審議会において認められない場合の契約締結の遅延又は締結不能	●	●																																																				